

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザに関する対応について（第16報）

このことについて、文部科学省より別添写しのとおり通知（第16報）がありました。

これを受け、平成21年7月1日付け21教保第128-9号「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」を廃止します。

については、インフルエンザ様疾患が発生し、出席停止や臨時休業の措置を講じた場合は、10月26日より下記に従い報告してください。

記

1 保健所への連絡

学校の設置者は、児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を行った場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第18条及び学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第5条の規定に基づき、所轄保健所に連絡する必要があります。

保健所からは速やかに連絡するよう求められておりますので、別紙様式1により学校から所轄保健所に直接速やかにFAX又は電子メールで連絡してください。

【保健所連絡先】

四国中央保健所	FAX 0896-28-1043
西条保健所	FAX 0897-56-3848
今治保健所	FAX 0898-23-2531
県松山保健所	FAX 089-931-8455
松山市保健所	E-mail R-HIRAOKA@city.matsuyama.ehime.jp E-mail z.t.xray@city.matsuyama.ehime.jp（両方に）
八幡浜保健所	FAX 0894-22-0631
宇和島保健所	E-mail nan-kenkozoin@pref.ehime.jp

臨時休業の措置とった場合は、FAXまたはメール送信後、電話連絡をすること。

（出席停止措置のみの場合は、電話連絡不要）

2 保健スポーツ課への連絡

愛媛県教育委員会では、引き続き、文部科学省への報告や報道等への情報提供のため、市町立学校における臨時休業の概要を把握しておく必要があります。

については、出席停止を行った場合や、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を行った場合は、別紙様式1により保健スポーツ課の下記アドレスに電子メールで報告してください。

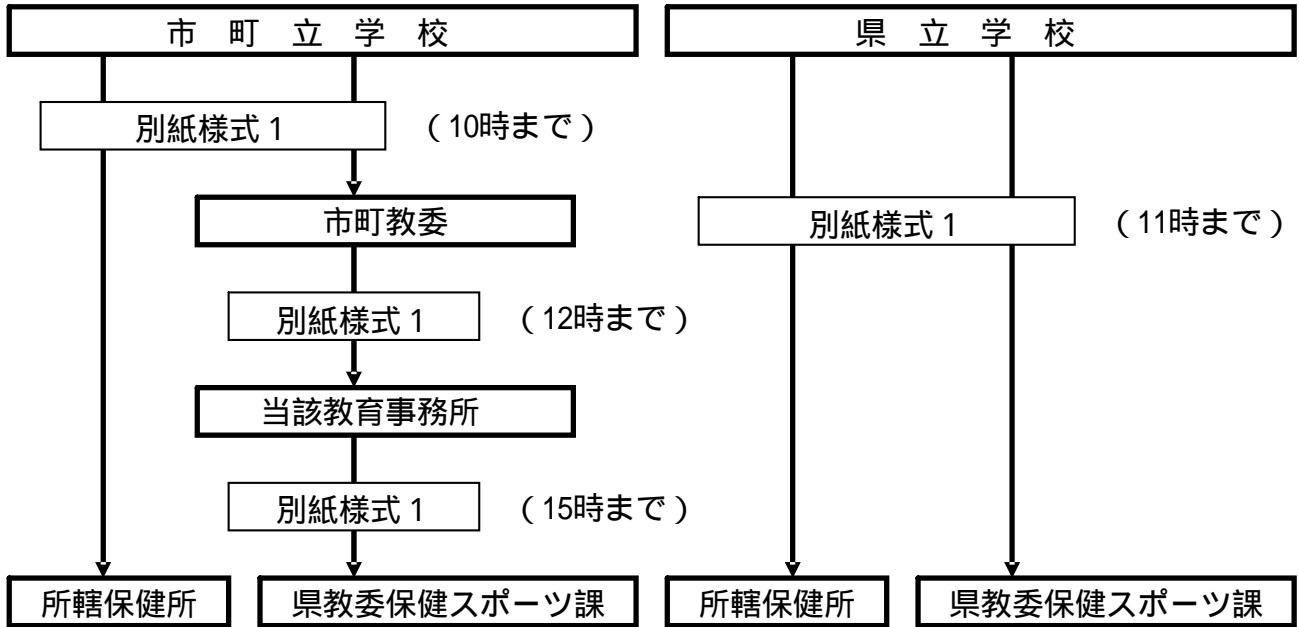
なお、平成21年8月7日付け21教保第128-12号「新型インフルエンザに関する対応について（第9報）」で依頼した臨時休業（休校）の報告は廃止します。

【保健スポーツ課報告先】 E-mail hokensupotsu@pref.ehime.jp

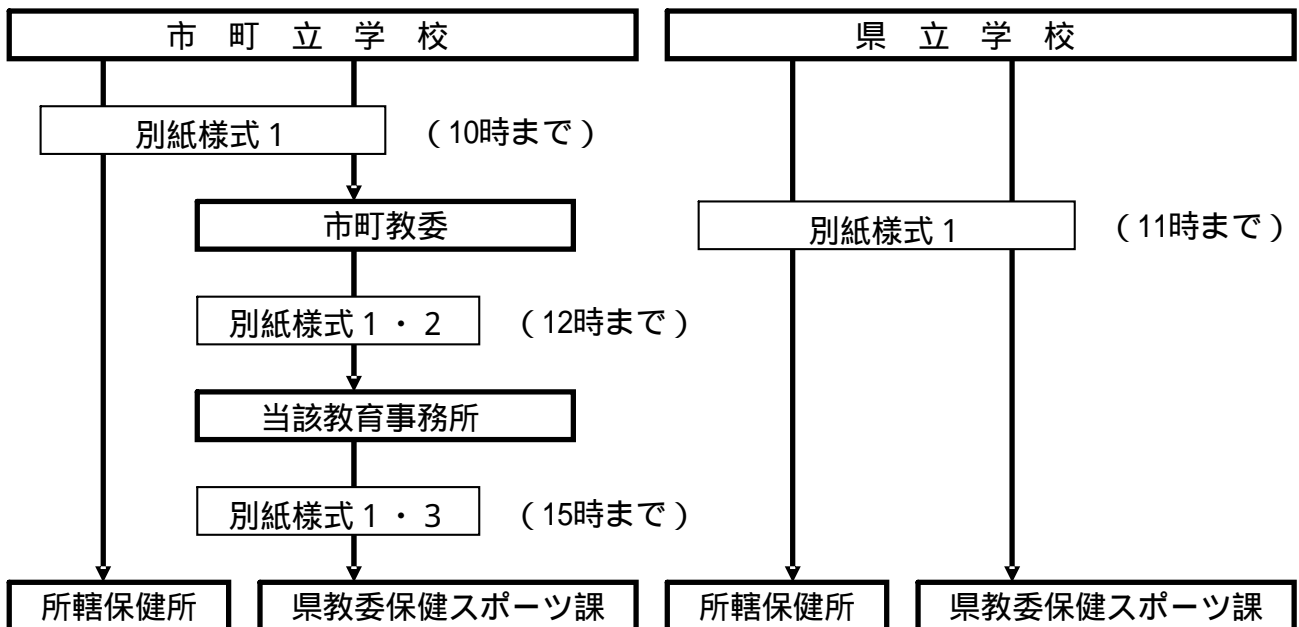
(参考)

インフルエンザ様疾患等感染症患者の発生による出席停止及び臨時休業の報告の流れ

1 出席停止のみの報告



2 臨時休業（出席停止含む）の報告



上記に関わらず、臨時休業を行う場合や重篤化する恐れのある児童生徒等の罹患を把握した場合には、速やかに保健スポーツ課にご一報ください。